

約束手的禁反言について(その3)

安藤 誠二

常に変わらず、馬場壮年、千葉青年、土井青年の三人は連れだって、荒井老年の家を訪ねた。玄関の表札に見慣れぬ漢字二文字が加えられているのを土井青年が目敏く見つけた。「耆學」と書いてある。どうも号らしい。意味は兎も角、読み方すら判らない。早速荒井老年に尋ねた。「キガク」と読む。耆は嗜好の嗜に通じる。要するに物好きな老書生と言う意味である。英語で表現すれば、エイジド・ディレタント(aged dilettante)とでもなるうか。雑談は短時間で切り上げ、研究会が開始した。

荒井(A)「前は時間切れで、残念ながら土井君の報告を聞くことができませんでした。」

馬場(B)「前回の千葉君の報告はなかなか良かった。」

千葉(C)「いえいえ、馬場さんにも大分助力して頂きました。」

土井(D)「私は何もできず門外漢でした。」(笑い)

荒井「そんなことはない。土井君にも随所に的確なコメントがありました。」

馬場「私もそう思います。」

千葉「土井君のお陰で、座が盛り上がったようなものです。」

土井「風向きが好転したところで(笑い)私の報告を始めます。」

荒井「第2巡回区連邦控訴裁判所の判決ですね。」

馬場「第2巡回区と言えば、約束手的禁反言では後進地域ですね。」

土井「報告者の出番がありません。」

馬場「失礼、失礼。」(笑い)

土井「お話しするのは1995年の判決です。原告のCyberchronは特注仕様のコンピューター機器を製造する会社であり、被告のCDSは軍需産業グラマンの子会社です。グラマンはアメリカ海兵隊と戦闘指令管理システムを構築する契約を結んでいました。争いの種となる機器は、高度な滞空作戦指令システムに組み込まれ過酷な野戦状況下で戦闘軍事行動に運用する頑強なコンピューター・ワーク・ステーションです。それはビデオ・プロセッサー、ワーク・ステーション、及びカラー・モニターの三つで構成されています。」

千葉「戦場で使用するのでしたら、頑強なだけでなく、軽量化が求められ

るのでしょうね。」

土井「それがこの訴訟の要です。」

馬場「千葉君の怪我の功名ですね。」(笑い)

土井「1989年から1990年にかけて、両者は長期間の商談を継続していました。Cyberchronは野戦用コンピューター・ワーク・ステーションの開発を進め、幾つかの試作品も完成しました。」

千葉「実際に機器はCDSに納入されたのですか？」

土井「いいえ。納入機器は皆無ですし、金銭の授受もありません。」

馬場「訴訟が開始したきっかけは？」

土井「CDSが、Cyberchronに開発を継続させる一方、他社と交渉してそちらに機器を発注したからです。CyberchronはCDSをニュー・ヨーク州東部地区連邦地裁に訴えました。」

千葉「州籍相違に基づく管轄ですね。」

土井「ええ。ダイヴァーシティ・オヴ・シチズンシップ(diversity of citizenship)です。Cyberchronはニュー・ヨーク州法人ですし、CDSはフロリダ州法人です。」

荒井「訴訟原因は？」

土井「第一が契約違反(breach of contract)、第二が提供役務相当金額の請求(quantum meruit)、第三が約束的禁反言(promissory estoppel)です。これに対し、CDSは否認(denial)や積極的抗弁(affirmative defense)の外、契約違反の反訴(counterclaim for breach of contract)で応じました。」

荒井「事実関係の説明がもう少し必要ですね。」

土井「契約上の合意に至らなかった障碍は機器の重量です。当事者が機器重量について合意できなかったほかに、実際に納入された機器が制限重量を超えたときの違約金金額についても両者の主張に隔たりがありました。」

千葉「口頭の商談だけで、文書はないのですか？」

土井「事前交渉が長期に亘り延々と続けられた後、1990年5月にCDSは購買注文書(purchase order)をCyberchronに手渡しました。注文書には機器総重量が145ポンドと記載されていたほか、超過重量に対する高額の違約金が定められていました。」

千葉「先ほどの怪我の功名はこれですね。」(笑い)

土井「Cyberchronは注文書の内容に同意しなかったのですが、機器製作に着手しました。」

千葉「何の合意もないのに？」

土井「CDSに奨励され、もしくは強制された意味合いもあるのです。CDSは6

月に手紙を出して、Cyberchron に対し、購買注文書により『契約上拘束される義務』(contractually binding obligations)の履行を継続するよう『強調し』(insist)しています。そのほかにも、再三再四に亘り機器の開発と製作が強く促された事実があります。」

馬場「開発費用の負担について何か事前取り決めはあったのですか？」

土井「購買注文書には、解除時責任条項(termination liability provision)があります。購買注文書を解除したとき Cyberchron の既発生費用を補償する CDS の責任上限額が\$200,000 と定められ、Cyberchron の支出費用と利益相当額がこの上限額を超える見込みが生じたときは見直すことになっていました。実際一度はこの額が\$700,000 に増額されています。その後 Cyberchron から更に\$1,000,000 迄増額するよう要求が出されたのですが、CDS は契約締結が間近であるとの理由で断りました。」

千葉「ところで開発は難航していたのですか？」

土井「そうです。軽量の機器開発は困難を極めたようです。」

荒井「確か解除時責任条項に問題の箇所がありましたね。」

土井「CDS は、Cyberchron の増額要求に応じられないときは、一方的に解除時責任条項の全部を(in its entirety)抹消できるとの規定があったのです。」

千葉「それでは開発費用を補償する上限責任額を定めた意味がないので、何かまやかしのようになります。」

馬場「それが争いの種でしょうね。」

土井「CDS の主張では、解除時責任条項は海兵隊が戦闘指令管理システムの導入計画を廃棄した場合のような便宜的解除(termination for convenience)を想定した規定であって、不履行による解除(cancellation due to default)の場合には適用にならないのです。」

千葉「Cyberchron としては、当然ながら、理由の如何を問わず解除があれば補償を受けられると期待していたのでしょうね。CDS の主張が通るとすれば Cyberchron は無駄働きをしたことになります。」

荒井「それでは地裁の判断を説明してください。」

土井「契約にもっとも不可欠、本質的、且つ重大な条項、即ち機器の重量と違約金について合意に至っていないため有効な契約は存在しないと連邦地裁は認定しました。」

千葉「仰々しい表現ですね。」(笑い)

土井「同義語を羅列しただけですから、ただ『もっとも重大な』と一語に訳しても良かったのです。」

千葉「後学のために、英語を教えてください。」(笑い)

土井「"most essential, material and substantial"です。」

馬場「契約の存在を否定するのであれば、Cyberchron の主張する契約違反と CDS の契約がらみの反訴は却下ですね。」

千葉「第二の訴訟原因であった提供役務相当金額の請求はどうになりましたか？」

馬場「これも却下でしょう。」

千葉「どうして即断できるのですか？」

荒井「ご自分で考えたら？」(笑い)

千葉「判りました。原告は履行を完全には終えていませんし、被告に不当利益も存在しません。」

土井「しかし地裁は、Cyberchron が実際に支出した労務費と材料費\$163,000 を CDS が賠償すべき信頼利益であると判断しました。CDS の行った表示と約束を基礎に禁反言法理を適用したのです。しかし地裁は逸失利益と一般管理費は損害額から除外しました。」

千葉「原告は損害額に不満でしょうし、被告は禁反言法理の適用に不服でしょうから、両者ともに控訴するでしょうね。」

荒井「それでは第 2 巡回区連邦控訴裁判所の判決に移る前に、ニュー・ヨーク州法はどうなっているのか、幾つかの判例を確認しておきましょう。」

馬場「それでは私が・・・」

千葉「ちょっと。準拠法はニュー・ヨーク州法でしたね。」

荒井「当然でしょう。州籍相違に基づく訴訟ですから。」

千葉「いや。念のため確認しただけです。」(笑い)

荒井「少し休憩しましょう。」

荒井夫人が準備してくれた甘酒を賞味した。生姜の香りが素晴らしい。最近荒井老人が HTML(Hyper Text Markup Language)を勉強している。インターネット用の言語でウェブ・サイト開設には必要なのだという。今はいろいろ市販ソフトが出ていて簡単に HTML 文書ができるのだから、わざわざ HTML を勉強しなくとも良さそうなものと思う。やはり物好きな老人である。やがて研究が再開した。

馬場「目に付いたところで判例には、抵当権を実行された不動産の転借人が抵当権実行手続きを無効とする確認判決を求め、新所有者が占有回復の反訴を提起した事件に関する 1982 年のニュー・ヨーク州高位裁判所控訴部の判決、企業買収に関する 1984 年と 1989 年の第 2 巡回区連邦控訴裁判所の判例 2 件などがあります。1984 年判決は約束手続の禁反言法理の適用が否定された例 ですし、1989 年判決は法理が採用された事例です。」

千葉「それ以前の判例は？」

馬場「勿論あります。そこまで追求されるとは思わなかったので、今日は準備していません。ただし、それ以前の判決は極端に制約された事情の下で、例外的に、約束手続を認めたものです。」

荒井「それで充分でしょう。(笑い)それでは一番新しい 1989 年の判決を説明願います。」

馬場「原告の API は被告の Arcadian から磷酸肥料部門を買収する目的で設立されたデラウェア州法人です。Arcadian は肥料の製造と販売を業とするニュー・ヨーク州法人です。Arcadian は原料の燐灰石を主としてトーゴの OTP から供給を受けていました。OTP は燐灰石の採掘、販売、及び輸出を行う国営企業です。」

千葉「トーゴと言えばアフリカの西部にある共和国ですね。」

馬場「1986 年に肥料の価格が急落したため、Arcadian はルイジアナ州にある磷酸肥料製造設備の売買交渉を API と始めました。」

千葉「先ほど API は買収目的で設立されたと言われましたね。」

馬場「そうです。OTP の代理人であるフランス人と OTP の燐灰石を世界市場で売買しているイスラエル人実業家が設立したものです。1986 年 6 月に Arcadian と API は合意書(Letter of Understanding)に署名しました。」

土井「合意書の内容が後々問題となりそうですね。」

千葉「今日のメイン・リポーターだけあって、察しが鋭い。」(笑い)

馬場「合意書は 4 ページからなり、売買の目的となる資産、売買価格、及び Arcadian が API の株式 20%を取得することなど合意の輪郭が記されていきました。合意書は継続して交渉すべき事柄に期限を付けていきましたが、これらは全て Arcadian 取締役会の承認と API の融資取得を条件としていきました。その後両者が条件を充たしたので、更に協議を重ね、1986 年 11 月に 1 ページ半の覚書が交わされました。この覚書は 6 月の合意書を参照して組み込んで(incorporated by reference)いました。」

千葉「そうすると、6 月の合意書と 11 月の覚書は一体と考えて良いのですね。」

馬場「両者はこれを協定書(agreement)と呼んでいました。協定書自体が OTP と Arcadian 両社取締役会の承認を条件としています。」

土井「API ではなく、OTP ですか？」

馬場「そうです。API は隠れ蓑で実体は OTP だったようです。」

千葉「成る程。だからデラウェア州法人ですね。」

馬場「協定書には、売買価格、支払条件、売買固定資産などのほか、権利移転手続期日(closing)を 1987 年 5 月 31 日とすることが決められていました。そのほかにも、権利移転時の製品在庫価格を『相互に合意し得る市

場価格』(mutually agreeable market value)とし、燐灰石原料価格を権利移転時の Arcadian 帳簿価格とすることが定められていました。」

千葉「それが全てですか？」

馬場「実は曖昧な規定もあるのです。API の追加株主は『相互の合意を条件とする。』と定めているほか、もし売買交渉が不調に終わった場合、Arcadian は爾後両社の合意に基づき API が行った資本的支出を返済すること、また API の責めによらず売買交渉が不調に終わった場合、Arcadian は手付金を API に返却することなどが記載されていました。」

土井「後日の紛議の種です。」

馬場「それで終わりません。覚書には『役務契約及び供給契約は 1986 年 12 月 31 日までに協議し、合意すること』と記載があるほか、拘束力ある売買協定書を 1986 年 12 月 31 日迄に完成すること、と定めていました。」

土井「役務契約及び供給契約とは？」

馬場「推測ですが、工場設備が売買されても Arcadian が引き続き運営を引き受けるのでしょうし、製品も Arcadian が買い取ることになるのだと思います。」

千葉「誠実履行義務規定もありそうですね。」

馬場「お見通しのとおりです。(笑い) 覚書の文言は両社は『権利移転期日を早め、事業売買を完結するため、十分に協力し、思慮分別をもって行動すること』となっていました。」

千葉「両社は誠実に覚書を履行したのでしょうか？」

馬場「両社はそれぞれ取締役会で覚書承認を決議し、相互に議事録を交換しました。11 月 26 日には、API は\$687,500 の手付金を提供し、Arcadian は条件付き第三者預託約定書(escrow agreement)に署名しました。約定書は当事者間協定書を参照し、その文言に従って、手付金は『不可抗力または売主の不履行』による場合を除き返還できないと規定してありました。」

土井「ソー・ファー・ソー・グッド(So far, so good.)(笑い)」

荒井「まだまだ順調な期間は続きます。」(笑い)

馬場「12 月 17 日には、Arcadian は株主比率を 20% から 5% に下げること合意しています。これは API が融資を受け易くするためです。実際に、API は売買価格\$13,750,000 のうち、\$7,000,000 の融資約束を銀行から取り付けました。更に API は OTP と燐灰石の長期供給契約を結んでいます。」

千葉「Arcadian 側に何か具体的行動はありましたか？」

馬場「翌年 1 月に、Arcadian は売り渡す土地と残る土地の境界を明確にするため、第三者に測量を依頼しています。」

荒井「そろそろ商品市況が変動します。」

土井「そら来た！」(笑い)

馬場「荒井さんも千葉・土井両君に感化されましたね。(笑い) 1987年の2月に燐酸市況が劇的に変化しました。業界の市況先導型商品である燐酸二アンモニウムの市場価格が四・五週間の間に25%上昇し、工場の製造稼働率は上がり、製品在庫は枯渇しました。」

土井「Arcadianとしても何か手を打ちたいところでしょうね。」

馬場「ArcadianはAPIの持株比率を50%以上に引き上げること、もし同意できなければ手付金を返還するとAPIに通告したのです。」

土井「当然訴訟が開始しますね。」

馬場「APIは契約違反と約束手続法理を原因として、ニュー・ヨーク州南部地区連邦地裁に訴えました。しかし地裁がArcadianの申し立てを受けて、訴え棄却のサマリー・ジャッジメントを下したので、APIは第2巡回区連邦控訴裁判所に控訴しました。」

千葉「契約違反といういつものように損害賠償金の請求ですか？」

馬場「契約違反と約束手続法理のどちらについても、特定履行(specific performance)と損害賠償金(damages)を請求しました。」

土井「確かに特定履行が可能な事案ですね。」

馬場「連邦控訴裁判所は、覚書が売買交渉が不調に終わる可能性、及び拘束力ある売買協定書を特定の将来の日迄に完成すると言及していることから、Arcadianが覚書に拘束される意思がなかったことは明白であると言っています。従って、控訴裁判所は覚書に拘束力を認めることはできないと判断して、地裁が契約違反について下したサマリー・ジャッジメントを承認しました。」

千葉「既に契約の一部の履行は始まっていたね。」

馬場「そうです。しかしそれでも、覚書の文言から当事者の意思が明白であるときには、事実審理の必要がなく、契約の存否が判断できるとの考えです。」

土井「やむを得ません。約束手続法理に救いを求めましょう。」(笑い)

馬場「Arcadianは誠実に交渉すると明白な約束を行っています。これを信頼したAPIが金銭的出費を行っただけでなく、付随する燐灰石供給契約やその他第三者との契約に署名しています。そしてこれによって、損害を受けた可能性が証拠によって認められるのです。そのためサマリー・ジャッジメントによって約束手続法理の適用可否を決定すべきではないと判断した控訴裁判所は、事実審理を尽くすように求めて、地裁に差し戻しました。」

千葉「控訴裁判所の言う約束手続法理とはどのようなものでしたか？」

馬場「ニュー・ヨーク州法の下では、約束手続に3要件が求められます。明白な約束、受約者の合理的かつ予見可能な信頼、及び信頼を基礎に禁反言を主張する当事者が被った損害です。」

土井「契約法(第2次)リステートメントのセクション90と比較すると、表現は回りくどくなく、すっきりしていますね。」

馬場「判決が先例として引用する1986年のエスクアイア事件判決自体がセクション90に言及しています。しかし、判例の流れを追ってみると、ニュー・ヨーク州法はセクション90を認めていないようです。」

荒井「話は戻りますが、Arcadianには覚書に拘束される意思がなかったから、覚書に拘束力を認めないという件について少し敷衍して説明願います。」

馬場「判決はニュー・ヨーク州南部地区連邦地裁のレヴァル判事(Judge Leval)がトゥリビューン事件判決で検討した予備的協約書の法理(the doctrine on preliminary agreements)に言及しています。」

千葉「これは珍しい。」(笑い)

馬場「レヴァル判事によれば、予備的協約書には二つの型があります。第一は、当事者が交渉を要する全ての論点について完全な合意を得ているものの、未だ合意を完全には形式化していないものです。第二は、当事者が主たる条項のあるものについては約束している一方、ある条項については交渉の余地が残るものです。判事は第二の型について次のように説明しています。当事者は、既に解決した予備的協約書の範囲内で最終合意を得るよう努力するため、誠実に交渉すべく相互に約束を交わしたと言う意味で、明白に不完全な協約ではあってもそれに拘束されることがあります。」

千葉「何か具体的な基準が必要でしょうね。」

馬場「レヴァル判事の言う第一の型に属するものについては、既に第2巡回区連邦控訴裁判所が基準を示した先例があります。判事の基準はその翻案とでも言ったらよいでしょうか。つまり、当事者に拘束を受ける意思のあることは、(1)協約書の文言、(2)交渉の状況、(3)未解決条項の存在、(4)一部の履行、及び(5)当該取引に慣行的な形式を取る必要性、によって明らかにされます。そして第1の要素が最重要とされるのです。」

土井「成る程。(笑い)交渉が不調に終わる可能性に触れた文言が本件の11月付け覚書には二度出てきましたし、拘束力ある売買契約書を将来完結するとの文言もあります。11月の覚書を予備的協約書とすると、レヴァル基準第1の要素が充足できないのですね。」

荒井「正解と言って良いでしょうね。(笑い)そこで思い出したのですが、最初に馬場君が、企業買収に関する1984年の第2巡回区連邦控訴裁判所判

決があると言っていましたね。それは SCM の事件ですか？」

馬場「そうです。」

荒井「それでは、回り道ついでに面白い話を披露しましょう。」

土井「喜んで私の持ち時間をお譲りします。」(笑い)

荒井「皆さんは Texaco と Penzoil の係争事件を覚えていますね。」

馬場「Penzoil が Getty Oil の全株式の 4/7 を買い付ける契約を Getty Trust など旧株主と交わした後、Texaco が競争介入して Getty Oil との合併を計った事件です。テキサス州の裁判所で高額な填補的損害賠償金 (compensatory damages) と懲罰的損害賠償金 (punitive damages) の支払いを命じられた Texaco は、チャプター・イレヴン (Chapter 11) を申請しました。」

千葉「会社更正手続きですね。」

土井「懲罰的損害賠償金と言えば、不法行為が関係しますね。」

荒井「そうです。債権侵害不法行為です。つまり Penzoil と Getty Oil 及び旧株主の間で有効に成立した契約を Getty Oil と旧株主が履行しないように Texaco が妨害したと言うのです。」

千葉「そのような妨害行為を法律的には何と言うのですか？」

荒井「"tortious interference with a contract between A and B"です。陪審評決に従って、テキサス州ハリス・カウンティ地裁は、\$7,530,000,000 の填補的損害賠償金と \$3,000,000,000 の懲罰的損害賠償金の支払いを Texaco に命じました。歴史上最高額の損害賠償金です。その後、Texaco の控訴を受理したヒューストンのテキサス州控訴裁判所第 1 部は、懲罰的損害賠償金について \$2,000,000,000 の損害額縮減決定をしました。」

土井「損害額縮減決定とは何ですか？」

荒井「損害額縮減決定 (remittitur) とは具体的に次のような命令でした。懲罰的損害賠償金が \$2,000,000,000 過大であると判断した州控訴裁判所は、30 日以内に \$2,000,000,000 の損害額縮減決定に同意するよう Penzoil に求めました。もし Penzoil が縮減に同意すれば、控訴裁判所は地裁判決の填補的損害賠償金 \$7,530,000,000 を承認する一方、懲罰的損害賠償金を \$1,000,000,000 に修正することになります。もし Penzoil が縮減に同意しないのなら、控訴裁判所は地裁判決を破棄して差し戻すのです。」

千葉「テイク・オア・リーブ・イット (take or leave it) ですね。」(笑い)

土井「興味のあるお話ですが、特に面白い話とも思えません。」

荒井「遠慮のないコメントですね。(笑い) これからの続きでご期待に添えると思います。」

土井「急かして申し訳ありません。」(笑い)

荒井「実は Penzoil はテキサス州で訴える前に、デラウェア州のエクウィティ

「裁判所(Chancery Court)に Texaco の Getty Oil との合併を差し止める仮命令を申請したのです。」

馬場「アメリカにエクウィティー裁判所が残っていたとは珍しい。」

荒井「機構としてのものか機能としてのものか、未だ調べていません。ところで、1984年2月6日ブラウン判事は49ページからなる判決理由を示したのですが、その最後の文章には『Penzoil の仮差し止め命令の申し立てを却下する。斯く命令する。』となっていました。」

千葉「Penzoil 敗訴ですね。」

荒井「しかし判決理由の残り48ページに、問題があったのです。要旨は次のようなものです。『ニュー・ヨーク州法では、契約の存否は表現された語句と明示された証書を基礎に、客観的に決定すべき当事者意思の問題である。提出された証拠から判断すると、Penzoil の契約が成立していた可能性が高い。しかも Texaco が自己の優越した資力を用いて、意図的に Penzoil から Getty Oil 権益の全てを奪おうとしたことは疑いない。しかし、Penzoil の契約が既に結ばれていることを Texaco が知った上で、このような行動に出たか、現在の証拠からは判断できない。』」

馬場「再度請求し直せ、ということですね。」

荒井「そうです。差し止め命令、つまりエクウィティー上の救済は、他に救済手段が閉ざされたときだけに、認められると言うのです。」

土井「Penzoil は地下に埋蔵された原油ではなく、金銭的填補を求めよ、との意ですね。」

馬場「冴えていますね。」(笑い)

荒井「ところが、Penzoil 側の弁護士が震え上がったのです。」

千葉「Texaco 側の弁護士でしょう？」

荒井「いいえ。先ほど判決が下された日を、1984年2月6日と言いました。実はその僅か4日前の2月2日にニュー・ヨーク州法に判例変更があったのです。」

馬場「そう言えば、SCM 事件の第2巡回区連邦控訴裁判所判決は2月2日です。」

荒井「しかもブラウン判事は、判決理由で、数日前に既に破棄された SCM 事件のニュー・ヨーク州南部地区連邦地裁判決を引用しているのです。」

土井「新しいニュー・ヨーク州法によれば、Penzoil が損害賠償請求訴訟を起こしても、敗訴する可能性が高いことになったのですね。」

荒井「SCM 判決については、後刻馬場君に説明願うとして、取り敢えず私の話を終わりまで続けます。」

土井「前言撤回。間違いなく面白い。」(笑い)

荒井「Penzoil としては、できればデラウェア州を離れて、どこか他の法廷地で訴訟を開始したいのです。しかし、一端開始した訴訟を取り下げるのは、訴訟手続き上に障碍があります。判事に訴え取り下げの許可を求めても、Texaco、Getty Oil、旧株主などが頑強に反対することは目に見えています。」

馬場「Penzoil の弁護士は何か盲点を見つけたのですね。」

荒井「デラウェア州で殆ど利用されていない規則に活路を見出したのです。訴訟で誰か正式の答弁をしていない者があれば、訴訟手続きがどの段階にあるかに関わらず、裁判所の許可がなくとも、訴えを取り下げられるのです。Getty Oil と旧株主は正式の訴答を提出していたのですが、Texaco はしていません。」

土井「成る程。Texaco だけを標的にしようと言うことですね。」

荒井「障碍がなくもなかったのです。エクウィティー裁判所は上品な裁判所ですから、守るべきしきたりがあります。当事者が裁判所に書類を提出するときは、事前に相手方当事者に通知しなければなりません。Texaco が反対することは間違いありません。」

千葉「隠密に事を運ぶ必要があります。」

馬場「千葉君や土井君は、このような場面では才長けています。」(笑い)

荒井「判決の翌日早朝 Penzoil の弁護士は、訴訟費用\$25,000 の手形を添えて一片の文書を裁判所に届けました。文面は単に『原告 Penzoil は、被告 Texaco に関する法律関係に影響及ぼすことなく、本訴訟を取り下げます。以上ご通告いたします。』」

土井「強行突破ですね。」

荒井「そうです。そして 15 分後には、Penzoil はテキサス州のハリス・カウンティ州地裁に Texaco を訴えました。陪審による審理を求めた訴状に記された請求金額は、填補的損害賠償金\$7,000,000,000 と懲罰的損害賠償金\$7,000,000,000 でした。請求金額はその後、ともに\$7,530,000,000 に訂正されました。」

千葉「Texaco の弁護士が訴答をきちんと出さなかったことが不幸の始まりですね。」

馬場「興味あるお話でした。」

荒井「話は、ジャーナリストのトーマス・ペッチンガーが、事件の背景を詳細に調査し、1987 年に出版した『石油と名誉：Texaco と Penzoil の争い』と題する秀逸な書物 に詳しいのです。興味がある方には直接読まれるよう推薦します。」

千葉「ここまで来たからには、SCM 事件判決について、馬場さんのお話を聞

かないわけには参りません。土井君の報告はもうしばらくお預けにして。」

(笑い)

荒井「休憩にしましょう。疲れたでしょう。」

土井「休憩は賛成です。しかしお疲れなのは熱弁を振った荒井さんでしょう。」

(笑い)

お茶と一緒にあんまんが出た。荒井さんのゴルフ仲間が中華料理店を営んでいる。その名物だという。甘味嗜好の馬場さんは大喜びである。HTMLに再び話が及んだ。荒井さんは嘗てフォートランやコボルを勉強し、つい最近まではベーシックでソフトを書いていたので、HTMLも全く苦にならないらしい。やがて馬場さんが口火を切った。

馬場「被告の SCM は、多様な製品を製造し、販売する多国籍企業です。1976年当時、ヨーロッパ、アフリカ、及び中東に於ける複写機の販売、リース、及び保守は 5 カ国の法律により設立した全額出資の子会社 6 社を通じて、SCM の国際事務機器部門が行っていました。1976 会計年度に於ける 6 社の総売上は\$40,000,000、利益総額は\$4,000,000、をそれぞれ上回り、約 1,000 人の従業員を雇用していました。同社の複写機が時代遅れの酸化亜鉛紙方式だったことも一つの理由と考えられますが、SCM は複写機事業の売却を検討していました。」

土井「時代は普通紙方式に移りつつあったのですね。」

馬場「原告の Reprosystem は、SCM 複写機事業を買収するために設立された会社です。1976 年 5 月に、Reprosystem は SCM の子会社を\$9,000,000 で買い取る提案をしました。条件が二つあって、Reprosystem の会計士による監査が好結果であること、及び両社が満足する正式契約の作成、調印です。」

千葉「SCM の反応は？」

馬場「Reprosystem の提案が交渉の基礎となることを認めた SCM は、8 月になって、交渉の余地のない事項 9 項目を Reprosystem に示しました。これに 4 項目が 9 月に追加され、両者間の『基本合意書』(agreement in principle) の基礎となりました。基本合意書には、交渉期間中の会社は Reprosystem のために SCM が運営し、8 月以降の利益または損失は売買価格で調整することが定められていました。SCM は 9 月 28 日に基本合意書の新聞発表を行いました。それには『売却は近々決着が予想される確定合意書が条件になる』との一節が付け加えられていました。9 月 30 日に SCM が証券取引委員会に提出した報告書にも、『取引が完結するとは確言でき

ない』と記されていました。」

土井「契約書の起案には法律事務所が関与していたのでしょうか。」

馬場「両社はそれぞれ外部の法律事務所に草案作成を委嘱していました。契約書は、取引の一般的条項を定める包括契約書(Global Agreement)と、各個人に詳細事項を定める子会社 6 社の別契約からなっていました。草案は両法律事務所間を 15 回以上往復し、都度書き換えられていました。包括契約書には、各当事者の義務は『包括契約書と各社契約書が相手方当事者により正当に授権され、調印され、且つ手交されたこと』が相手方法律事務所の意見書によって補足されること、を停止条件とするとの規定がありました。」

千葉「交渉は順調に進んでいたようですね。」

馬場「12 月 15 と 16 の両日、両当事者はそれぞれの弁護士を伴って、未決着問題を解決するため、一堂に会しました。そこでは、契約書草案は文節ごとに検討されたのですが、中には、正式な調印が拘束力を発生させる前提条件であるとの一項も含まれていました。」

土井「会合は成功でしたか？」

馬場「問題は全て解決し、お互いの幸運を祝福し合ったほどです。しかし 1 月になって、交渉が中断しました。SCM が不利な取引に気付いたこと、移籍が決まっていた SCM 従業員に利他的背任行為があったこと、及び Reprosystem が権利移転手続き時に買収資金を用意できる旨の証明提出を拒んだことなどが原因です。」

千葉「話は一旦こじれると急転直下に壊れるものです。」(笑い)

馬場「翌年 1 月 20 日、SCM は他の会社と自由に売買交渉を開始できると新聞発表をしました。これに応じて、Reprosystem は 1 月 30 日付の書簡で、最終草案が子会社売買に関する拘束力ある契約(binding contracts)であると主張しました。2 月 2 日 SCM は交渉の断絶を宣言しました。」

土井「草案はどちらかが署名したのですか？」

馬場「そのような事実は全くありません。」

千葉「それでは先ず一審判決から聞かせてください。」

荒井「その前に予備運動が必要でしょう。私から 1968 年の第 2 巡回区連邦控訴裁判所判決について簡単に触れておきましょう。V'Soske 判決 です。」

馬場「そうして下さると助かります。私の話を進め易いように思います。」

荒井「事実関係を省略して、V'Soske 判決が判示したニュー・ヨーク州法について述べます。昔ながらの儀式的で、形式的な封蠟捺印証書を求める時代から、契約法も進化発展し、現在ではより実質的な原則を採用するようにはなっているのは事実ですが、署名した正式文書の不存在が契約成

立の主張に致命的となる場合が未だにあると前置きした上で、判決は選択的に二つの場合を示しています。連邦控訴裁判所によると、第一に、両当事者が合意を織り込んだ正式文書を署名作成するまで拘束されないとの意思であれば、合意に拘束力はありません。そして第二に、両当事者に正式な書類で合意を記念する考えがあった事実のみでは、正式書類作成前でも、非公式合意書類の効力発生を阻止できません。そして形式より意思を強調するこの原則は、実際の且つ合理的であると判決は言います。」

土井「判りやすく設問すれば、正式契約の署名前でも当事者に拘束を受ける意思があったかどうか？もしくは、当事者は非公式な実質的合意を単に後日正式に文書化すると考えていただけか？となりますね。」

荒井「全くそのとおりです。」

馬場「SCM 事件のニュー・ヨーク州南部地区連邦地裁は、当事者には未調印の『最終草案』に拘束される意思があり、正式文書調印を契約義務の条件とする意思はなかったと判断したのです。」

千葉「地裁判事は V'Soske の第二原則に従ったのですね。正式文書署名を単に記念碑的なものと当事者は考えていた。」

荒井「土井君も千葉君も思考の回転が速くなってきましたね。私など、疲れて思考が鈍ってきたというのに。」(笑い)

土井「調子に乗るわけでもありませんが、(笑い)地裁は SCM の契約違反を認めたとのですね。」

千葉「約束的禁反言は出ずじまいですか？」

荒井「速射砲のようですね。」(笑い)

馬場「連邦地裁は、契約交渉期間内に子会社が上げた利益を SCM の不当利得 (unjust enrichment) と判断して、その金額を契約違反に対する損害賠償額と認定しました。従って約束的禁反言についての判断を必要としなかったのです。」

土井「控訴審での両者の主張は？」

馬場「SCM は、正式に文書化された契約が署名作成されるまで、当事者には拘束を受ける意思がなく、しかも正式文書は全く作成されていないため、契約は存在しないと主張しました。」

千葉「V'Soske の第一原則です。」

馬場「Reprosystem は、反対控訴しています。SCM がその後子会社を他社に売って得た利益を損害賠償額とすべきだとの主張です。そして約束的禁反言法理の適用を再び求めました。」

土井「控訴裁判所の判決はどうなりました。」

馬場「証拠から判断して、V'Soske の第一原則を適用すべきであると言っています。」

千葉「当事者には拘束を受ける意思がなかったのですね。」

土井「Texaco の事件に戻ると、Getty Oil と旧株主には Penzoil 契約の拘束を受ける意思がなかったと判断される危険を、Penzoil の弁護士は察知したのですね。しかし、V'Soske の第二原則を適用した地裁判決の後、控訴審判決が第一原則を適用しただけであり、ニュー・ヨーク州法に判例変更があったとも思えません。単に事実認定が異なっただけではないでしょうか？」

荒井「手厳しい指摘です。私が判例変更と言ったのは、話を若干面白くするため誇張気味であったことは率直に認めます。しかし SNC 事件の一・二審に於ける事実認定の手法を比較すると、デラウェア州裁判所の心証は当然変わってきたでしょうね。その意味で、Penzoil の弁護士が取った選択は、俊敏で的確でした。」

千葉「それに比べて Texaco の弁護士は慚愧の念に耐えず、その後しばらく夜も眠れなかった。」(笑い)

荒井「世界史上もっとも高価な訴訟過誤との評すらあります。」

土井「念のため伺いますが、控訴裁判所が重要視した証拠は何でしょうか？」

千葉「馬場さんが詳しく説明した事実関係を思い起こせば、答えは明瞭でしょう。」

荒井「一本取られましたね。」(笑い)

馬場「話を締めなければなりませんから、繰り返すと、新聞発表、証券取引委員会への報告、包括合意書などに付された条件です。」

土井「約束的禁反言についてはどうでしょうか？」

馬場「SCM が契約を完結する明白な約束をしたことを Reprosystem は証明していません。また交渉中の SCM の行為から推認される黙示的約束があったとしても、Reprosystem がこれを信頼したという証拠はありません。」

土井「Reprosystem の完全敗訴ですね。ご苦労様でした。」

荒井「未だ終わっていませんよ」

土井「えっ？」

荒井「土井君自身の報告です。」(笑い)

土井「今や蛇足の感もありますが、Cyberchron 事件の控訴審判決を簡単に纏めると、第一に、最初の購買注文書に記載されていた解除時責任条項は別途の請求原因とならないこと、第二に、CDS が品質の劣るコンピューターを競争メーカーから購入したことは非良心的であるため、約束的禁反言法理が適用されること、第三に、合理的範囲の一般管理費は事業を

継続している会社の実績で証明できるかぎり約束手的禁反言法理によって救済の対象となることです。」

馬場「少し補足してください。」

土井「購買注文書が有効な契約に変わっていれば、解除責任条項を発動できるのですが、結局契約には至りませんでした。それから、解除時責任条項は一方的な抹消権を CDS に与えていますから、Cyberchron が信頼をおける代物ではありませんし、条項自体が明白な約束とは見なし得ません。結局、解除時責任条項に約束手的禁反言法理を適用するのは無理だったのです。」

千葉「非良心性(unconscionability)は、約束手的禁反言法理の要件ですか？」

土井「判決は、ニュー・ヨーク州法による約束手的禁反言法理の要件として、明白な約束、受約者の合理的且つ予見可能な信頼、及び信頼を基礎に禁反言を主張する当事者が被った損害を挙げています。これは馬場さんのご報告と一致します。しかし、本件の第 2 巡回区連邦控訴裁判所は、この 3 要件に加えて、他の法域で求められる他の 2 要件についても検討しています。それが非良心性と不正を回避する必要性です。」

荒井「前者は詐欺防止法(Statute of Frauds)との関係でしばしば判例に現れます。土井君は他の法域と言いましたが、第 2 巡回区連邦控訴裁判所にも先例があります。後者は以前取り上げたウィスコンシン州の有名な判例ホフマン事件でも問題になりましたし、契約法(第 2 次)リステートメントのセクション 90 と軌を一にします。ところでこの追加された 2 要件は最初に挙げた第 3 の要件に付け加えられるべきものです。つまり第 3 の要件とは、『約束手的禁反言法理の発動によってのみ救済し得る不正義をもたらす非良心性に起因する損害』です。」

千葉「原審判断と異なるのは損害額だけですね。」

土井「そうです。実績のある継続企業(ongoing business)であれば、問題の一般管理費を特定の代替プロジェクトで吸収し得たとの証明が必要とされないのです。結局、損害額を再度審理するため、原審に差し戻されました。」

荒井「ご苦労様でした。私がよけいな回り道をしたため、当初予定した他の判例は取り上げることができませんでした。しかし、約束手的禁反言法理についての研究は今回で切り上げ、次回は別のテーマで議論したいと考えています。皆さんお疲れさまでした。」

馬場・千葉・土井(異口同音に)「有り難うございました。」

荒井さんがウェブ・サイトの設計について抱負を語った。コンテンツをど

うするか、それが一番の悩みらしい。志だけはいつも高く持っている。かすかな疲労を感じながらも、知的トレーニングに満足した三人は帰途に就いた。

Cyberchron Corp. v. Calldata Systems Development, 47 F.3d 39 (2nd Cir. 1995))
Cyberchron Corp. v. Calldata Systems Development, 831 F.Supp. 94 (E.D.N.Y. 1993)

Ripple's of Clearview v. Le Havre Associates, 452 N.Y.S.2d 447 (App. Div.)

Reprosystem, B.V. v. SCM Corp., 727 F.2d 257 (2nd Cir. 1984)

Arcadian Phosphates, Inc. v. Arcadian Corp., 884 F.2d 69 (2nd Cir. 1989)

"In New York, promissory estoppel has three elements: 'a clear and unambiguous promise; a reasonable and foreseeable reliance by the party to whom the promise is made; and an injury sustained by the party asserting the estoppel by reason of his reliance.'" 884 F.2d 73

Esquire Radio & Elecs., Inc. v. Montgomery Ward & Co., 894 F.2d 787 (2nd Cir. 1986)

Teachers Insurance & Annuity Association v. Tribune Co., 670 F.supp. 491 (S.D.N.Y. 1987)

Winston v. Mediafare Entertainment Corp., 777 F.2d 78, 80 (2nd Cir. 1985): R.G.

Group, Inc. v. Horn & Hardart Co., 751 F.2d 69, 75-76 (2nd Cir. 1984)

Thomas Petzinger, Jr., OIL AND HONOR: THE TEXACO-PENZOIL WARS 251-262 (1987))

V'Soske v. Barwick, 404 F.2d 495 (2nd Cir. 1968), *cert. denied*, 394 U.S. 921 (1968)

Merex A.G. v. Fairchild Weston Sys., Inc., 20 F.3d 821 (2d Cir. 1994)

Hoffman v. Red Owl Stores, Inc., 1333 N.W.2d 267 (1965)

(註) 初出 : 「海事法研究会誌」(第 154 号)「やさしく学ぶアメリカ契約法
第 8 回」2000.2.1 (社)日本海運集会所

© Copyright 2006 SEIJI ANDO All Rights Reserved